

「横浜市ふるさと納税寄附管理等業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜市ふるさと納税寄附管理等業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務理解・実施方針
- (2) 業務体制・情意・関係者との連携
- (3) 情報セキュリティの確保
- (4) 寄附拡大に向けた本市及び市場の現状分析・寄附拡大提案
- (5) 寄附者情報の一元管理
- (6) 寄附者対応
- (7) 返礼品取扱事業者対応
- (8) 返礼品開発
- (9) SEO 対策業務
- (10) 受託者独自の提案
- (11) 経費の妥当性
- (12) 準備の確実性

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務理解・全体実施方針
- (3) 業務体制・情意・関係者との連携
- (4) 情報セキュリティの確保

- (5) 持続的な寄附受入拡大とブランド価値向上に向けた提案
 - (6) 寄附者情報の一元管理
 - (7) 寄附者対応
 - (8) 返礼品取扱事業者対応
 - (9) 返礼品開発
 - (10) SEO 対策業務
 - (11) 検索連動型広告等の運用
 - (12) 特集ページの企画提案・作成
 - (13) メールマガジン配信
 - (14) 提案の独自性・新規性
 - (15) 委託料の設定及び経費の効率性
 - (16) 準備の確実性
 - (17) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 政策経営・国際戦略局シティプロモーション推進室長
 - 副委員長 政策経営・国際戦略局データ経営部データ経営課長
 - 委員 政策経営・国際戦略局経営戦略部長
 - 委員 政策経営・国際戦略局経営戦略部財源確保推進課長
 - 委員 政策経営・国際戦略局シティプロモーション推進室広報・プロモーション戦略課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を政策経営・国際戦略局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めたものがその職務を代理する。
 - 6 評価委員会は非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第6条 実施要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 7 条 実施要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時まで提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 14 日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(評価結果の審査)

第 8 条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。